

別表（第2関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地等整備・保全推進事業	<p>(1) 高機能型農業水利施設支援対策事業費 補助事業者が高機能型農業水利施設支援対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2110号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 土地改良施設機能更新等円滑化対策事業費 ア 補助事業者が土地改良施設機能更新等円滑化対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振1946号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づいて行う事業に要する経費 イ 補助事業者が土地改良施設機能更新等円滑化対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振1946号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づいて行う事業に要する経費及び第3の3の(1)から(3)までの規定に基づいて行う事業に要する次の経費 (ア) 土地改良施設機能更新等円滑化対策検討委員会・法律相談事業費 (イ) 土地改良施設用地情報収集事業費 (ウ) 土地改良施設用地調整推進事業費 ウ 補助事業者が土地改良施設機能更新等円滑化対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振1946号農林水産事務次官依命通知）第3の</p>	定額		

3の(4)の規定に基づいて行う事業に要する経費		
(3) 水土里情報利活用促進事業費 補助事業者が水土里情報利活用促進事業実施要綱 (平成18年4月3日付け 17農振第2015号農林水産事務次官依命通知) 第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	
(4) 食料供給基盤保全管理対策支援事業費 補助事業者が食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2331号農林水産事務次官依命通知) 第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	
(5) 戰略的産地振興支援事業費 補助事業者が戦略的産地振興支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知) 第2の1の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	
(6) 国営造成施設等保全・更新円滑化対策事業費 補助事業者が国営造成施設等保全・更新円滑化対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2134号農林水産事務次官依命通知) 第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	
(7) 農地有効利用支援補完整備事業費 補助事業者及び農地有効利用支援補完整備事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2183号農林水産事務次官依命通知) 第3に規定する事業実施主体が第2の規定に基づいて行う事業に要する次の		経費の欄に掲げるアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の経費のそれれについての30%を超える増減

経費		
ア 工事に係る経費	(1) 当該間接補助事業費の1/2以内	
(ア) 工事費	(2) 沖縄県、奄美群島、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畠地帯においては、(1)の規定にかかわらず本表の欄外に記載するとおりとする。	
(イ) 測量及び試験費		
(ウ) 用地費及び補償費		
(エ) 船舶及び機械器具費		
(オ) 営繕費		
(カ) 工事雑費		

イ 現地指導等に係る経費	定額	
ウ 附帯事務費	当該補助事業費又は当該間接補助事業費の1/2以内	

(8) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業費	定額	
ア 補助事業者が経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2265号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する経費		
イ 補助事業者が経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要綱別紙第5の2の(2)の規定に基づいて行う事業に要する経費		
(9) 基盤整備関連流動化推進	定額	

	事業費 補助事業者が経営体育成 促進事業実施要綱（平成1 5年4月1日付け14農振 第2431号農林水産事務 次官依命通知）第2の2の 規定に基づいて行う事業に 要する経費		
	(10) 土地改良負担金償還特別 緊急支援対策事業費 補助事業者が土地改良負 担金償還特別緊急支援対策 事業実施要綱（平成21年 5月29日付け21農振第 487号農林水産事務次官 依命通知）第3の規定に基 づいて行う土地改良負担金 特別緊急対策基金の造成に 要する経費	定額	
2 農村振興 対策事業	(1) 田園歴史的風致土地利用 推進事業費 補助事業者が田園歴史的 風致土地利用推進事業実施 要綱（平成21年4月1日 付け20農振第2061号 農林水産事務次官依命通 知）第2の規定に基づいて 行う事業に要する経費	定額	(1) 事業費の3割を 超える経費の増減 (2) 事業実施主体の 変更 (3) 事業の中止又は 廃止
	(2) 小規模・高齢化集落支援 モデル事業費 補助事業者が小規模・高 齢化集落支援モデル事業実 施要綱（平成20年4月1 日付け19農振第1959 号農林水産事務次官依命通 知）第2の規定に基づいて 行う事業に要する経費	定額	
	(3) 農村コミュニティ再生・ 活性化支援事業費 補助事業者が農村コミュニ ティ再生・活性化支援事 業実施要綱（平成18年4 月3日付け17農振第21 70号農林水産事務次官依 命通知）第3の規定に基 づいて行う事業に要する次の 経費 ア 都市から農村への定住 等の促進	当該補助事 業に要する 経費の2分 の1以内	経費の欄に掲げるア 及びイの経費の流用 事業主体の変更 経費の欄に掲げる アの(ア)、(イ)、(ウ)、

			(イ)、(オ)及び(カ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減
			経費の欄に掲げるイの(ア)、(イ)、(ウ)、の経費のそれぞれについての30%を超える増減
	定額	事業費の30%を超える経費の増減	(1) 事業実施主体又は事業実施機関の変更 (2) 事業の中止又は廃止
(4) 賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業費 補助事業者が賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2100号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		(1) 事業実施主体又は事業実施機関の変更 (2) 事業の中止又は廃止
(5) 農村振興整備調査推進事業費 補助事業者が農村振興整備調査推進事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1939号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		(1) 事業実施主体又は事業実施機関の変更 (2) 事業の中止又は廃止
(6) 農山漁村地域力発掘支援モデル事業費 補助事業者が農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1876号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		

(7) 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業費 補助事業者が農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱（平成21年1月27日付け20農振第1569号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱第2の1及び2に掲げる事業のいずれかの中止又は新たな実施
(8) 農村地域就業機会創出支援事業費 補助事業者が農村地域就業機会創出支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2211号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	
(9) 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業費 補助事業者が子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2241号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	
(10) グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業費 補助事業者がグリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業実施要綱（平成21年5月29日付け21農振第468号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	
(11) 景観・自然環境保全形成支援事業費 ア 補助事業者が景観・自然環境保全形成支援事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1889号農林水産事務次官依命通知）第2の1、第2及び3の(2)の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	

イ 補助事業者が景観・自然環境保全形成支援事業実施要綱第2の3の(1)の規定に基づいて行う事業に要する経費

当該補助事業に要する経費の2分の1以内

(12) 農業用水の自然エネルギーの活用支援事業費

定額

補助事業者が農業用水の自然エネルギーの活用支援事業実施要綱(平成19年4月2日付け18農振第1912号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費

(13) 小水力発電工事等技術強化対策事業費

定額

補助事業者が小水力発電工事等技術強化対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2180号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費

(14) グラウンドワーク推進支援事業費

定額

補助事業者がグラウンドワーク推進支援事業実施要綱(平成17年4月1日付け16農振第2079号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費

(15) 農村地域IT化推進支援事業費

定額

補助事業者が農村地域IT化推進支援事業実施要綱(平成19年4月2日付け18農振第1973号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費

(16) 低炭素むらづくりモデル支援事業費

ハード

当該補助事業に要する経費の2分の1以内

補助事業者が低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2141号農林水産事務次官依命通

ソフト

知) 第2の1の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	
(17) 農村振興総合整備推進事業費 団体営農調査設計事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2092号農林水産事務次官依命通知）第3の表の2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	
(18) 農業集落排水水質保全効果発揮促進事業費 補助事業者が農業集落排水水質保全効果発揮促進実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2139号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費	当該補助事業に要する経費の2分の1以内 ただし1戸あたりの助成額は35万円を上限とする。	
(19) 農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業費 ア 補助事業者が農業農村整備事業における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱（平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)及び(3)の規定に基づいて行う事業に要する経費 イ 補助事業者が農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱第2の1の(2)の規定に基づいて行う事業に要する経費 ウ 補助事業者が農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル実施要綱第2の2の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	

事業欄1 農地等整備・保全推進事業の経費欄(7)農地有効利用支援補完整備事業費の補助率欄(2)に規定する補助率は次のとおりである。

- (1) 沖縄県において行うものにあっては、当該間接補助事業費の80%
- (2) 奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。）において行

うものにあっては奄美群島において行うものにあっては、当該間接補助事業費の60%

- (3) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む）を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）又は急傾斜畠地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）において行うものにあっては、当該間接補助事業費の55%